

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現 状

①地域の災害リスク

日光市は栃木県の4分の1を占める広大な地域であるが、想定される地域の災害リスクは次の4点と考えられる。

【洪水：ハザードマップ】

日光市の防災MAPは全体で14の区分図に分かれているが、洪水ハザードマップは現状においてはなく、浸水被害想定もなされていない。市内には大谷川、鬼怒川、渡良瀬川の主要河川があるが、河川・砂防工事により安全性の向上が図られてきており、これまでも風水害による大きな被害は生じていない。しかしながら、平成27年9月の関東東北豪雨において、川治ダムでは大雨に伴う洪水に対応するため、異常洪水時防災操作への移行可能性があり、緊急時の迅速な住民避難行動につなげる対策として、川治温泉地区の洪水避難地図を作成している。

また、平成30年7月の豪雨では、西日本を中心に多くの農業用ため池において決壊や損傷、人的被害が発生したため、栃木県では防災重点ため池の決壊時の避難場所及び避難経路や浸水想定区域に関する情報を周知するよう推進している。日光市においても防災重点ため池である大室ダムに対し「農業ため池ハザードマップ」を作成している。

令和元年東日本台風において県内各地で見られたように中小河川や農業用水路等の脆弱性には今後も十分な注意を払う必要がある。

【土砂災害：ハザードマップ】

日光市の土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は、山地に囲まれ斜面が多い地形上、旧今市市内中心部を除く全地域に見られる。事業所もこうした地域に広く分布している状況である。

【地震：地震ハザードステーション等】

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によれば、日光市が今後30年で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、平均ケースと最大ケースともに、市の大部分が0.1%~3%となっている。日光市に関係した地震は、古くは1683年の日光付近の地震があり、71年前の1949年(昭和24年)の今市地震では、マグニチュード6.4、最大震度6強との記録があるが、その後の大きな地震発生はない。

なお、2014年の栃木県地震被害想定調査によると、想定日光市直下地震による液状化危険度別の面積割合(PL値)は、「低い」と「かなり低い」を合わせると93.1%である。

しかしながら、市の北部には関谷断層があり、市内には木造建築物が多く地震による倒壊や火災のおそれがあることが、市の防災計画において指摘されている。

【火山災害：日光市地域防災計画】

日光市の特徴として市内に男体山をはじめとした日光火山群がある。2018年(平成30年)に作成された日光白根山火山噴火ハザードマップは噴火警戒レベル1~3におけるもので

ある。現状においては噴火や火山性地震等の喫緊のリスクは指摘されていないが、全国の例を見るまでもなく、災害が発生した際には激甚化する恐れもある。

#### 【その他】

地域の広大さに加え、昨今の異常気象によるゲリラ的な集中異常気象はこれまでにない災害リスクを招く可能性があると考えられる。また災害時における観光客とりわけ外国人観光客への対応等、日光市特有のリスクも存在している。

#### 【日光商工会議所の災害リスク】

上記の想定される災害リスクの内、日光商工会議所が被る災害リスクは以下のとおりである。3事務所とも大きな被害は想定しがたいものの、平成27年9月の関東東北豪雨、令和元年東日本台風ではハザードマップの想定を超えた被害が多発した経験を踏まえ、ハザードマップの更新情報等には本計画担当の経営指導員のみならず全職員が常に注意を払い相応の準備をしておく必要がある。

事務所名	震災	風水害（浸水）	風水害（土砂崩れ）	火山災害
本部・今市事務所	○	×	×	×
日光事務所	○	○	×	×
鬼怒川事務所	○	○	×	×

### ②感染症のリスク

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・海外工場の操業停止、部品材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。
- ・従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。

### ③商工業者の状況

日光市は、世界遺産の二社一寺（日光東照宮、日光山輪王寺、日光二荒山神社）、中禅寺湖を有する日本屈指の観光都市であるため、飲食・宿泊業を中心とした観光関連産業の就業者が多い。平成27年の国勢調査では、第3次産業の就業者が28,846人にのぼり、全就業者数の68.2%を占める。次いで多い第2次産業については、市域に製造業の企業が立地していることもあり、ほとんどが製造業の就業者である。第1次産業については、平地部では水稻作を中心とした土地利用型農業と花き栽培が盛んであり、山間部では高冷地野菜や肉牛繁殖が主となっている。

#### 【産業別就業人口数】 (人)

全体		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
42,290	100.0%	2,169	5.1%	11,275	26.7%	28,846	68.2%

注) 第3次産業には「分類不能の産業」を含む

(平成27年国政調査)

(日光市地域防災計画 令和元年修正版より)

### 【商工業者数】

- ・日光市商工業者数 4, 331
- ・内小規模事業者数 3, 199 (対市内全商工業者数73.8%)

※従業員数では、小規模事業者が概ね該当する19人以下の事業所が46%を占める

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業(含む建設業)	833	711	今市地域に集中
卸売業・小売業	1,081	741	今市、日光、藤原地域
サービス業その他	2,417	1,747	同上(観光関連産業)

(日光市統計平成30年～平成28年経済センサス・活動調査より)

## ④これまでの取組(防災・減災関連)

### 1) 日光市の取組

#### a) 行政機能・消防

- ・情報収集、伝達体制の確保
- ・物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
- ・防災拠点機能の確保及び防災上重要な市公共建築物の耐震化
- ・業務継続体制の整備
- ・消防・救急体制の強化

特筆すべきは、災害伝達メールの周知、徹底化を図る体制を整備してきた点

#### b) 都市・インフラ

- ・住宅・建築物の耐震化
- ・適正な土地利用の推進
- ・老朽危険空家等対策
- ・総合的な水害対策
- ・総合的な土砂災害等対策の推進
- ・山地防災対策
- ・火山災害対策
- ・道路の防災・減災対策
- ・上下水道施設の耐震化
- ・有害物質の拡散・流出対策
- ・災害廃棄物の処理体制の整備

#### c) 市民生活

- ・防災意識の高揚、防災教育の実施
- ・避難行動要支援者対策
- ・外国人対策
- ・地域防災力の向上
- ・医療機関団体との連携強化
- ・感染症等予防対策
- ・災害ボランティアの活動体制の強化

- ・コミュニティ活動への支援

d) 産業・経済

- ・中小企業などの経営基盤の強化
- ・農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
- ・自立分散型エネルギーの導入促進
- ・農林道の整備
- ・農業水利施設の老朽化対策及び耐震化
- ・農地、農業用水利施設等の適切な保全管理
- ・各種情報の的確な発信

e) 教育・文化

- ・世界遺産の保護対策
- ・日光杉並木の倒木対策

**2) 日光商工会議所の取組**

- ・平成11年7月、小田原箱根商工会議所（神奈川県）・掛川商工会議所（静岡県）と大規模地震災害における経営指導業務の支援協定書の調印
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

開催日	参加人数
令和元年 9月13日	1名
平成30年 9月 6日	5名

- ・指定損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・日光商工会議所BCP作成
- ・令和元年度被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」申請書作成

**(2) 課題**

近年の関東・東北大雨水害や令和元年東日本台風による大規模水害により県民の防災・減災意識は高まってきていると思われるが、小規模事業者においては、「栃木県は災害安全県だから」「自分のところは大丈夫」という意識がまだまだ根強く、具体的なリスク対策が十分に行われていない現状がある。

その一方で、当会議所においても緊急時の取組については漠然的な記載にとどまり、職員の役割分担や日光市等との連携協力に関する具体的体制やマニュアル等が十分に整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が十分にいない、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等の職員が不足している、といった体制を支えるソフト面や人材面での課題が浮き彫りになっている。

**(3) 目標**

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを“じぶん事、わが仕事”として認識して頂き、事前対策

の必要性を周知啓発する。

- ・発災時における連絡体制（被害情報の迅速な報告と市の支援情報の正確かつ迅速な把握）の円滑な実施を担保するため、当会議所と日光市との間における被害情報報告ルート（複数ルート）を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確認するとともに職員全員が熟知共有する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

#### ①事前の対策

平成30年3月に策定した「日光市国土強靱化地域計画」について具体的な理解を深めながら、本計画との整合性を整理し発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。そのため当会議所経営指導員のみならず全職員がこうした理解を得られる研修の機会を確保する。その上で当商工会議所と日光市の役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1) 管内事業者に対する災害リスクの周知徹底

- ・巡回経営指導時や記帳指導相談時等のあらゆる機会をとおして、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会議所会報（毎月発行）や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

#### 2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による当該事業所にとって実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・被災した際に必要となる決算関係書類（特に固定資産台帳兼減価償却額明細書）のバックアップ保管を推奨する。※現在、青色申告決算代行者約900事業所分を保管

#### 3) 当会議所の事業継続計画の策定

- ・当会議所は、平成30年事業継続計画を作成している（別添）。その内容は、職員および家族の生命の安全確保を第一義としながら、適切な初動体制の確保と迅速な事業者支援業務への着手および復旧と復興過程における効果的な継続支援についての計画である。

#### 4) 関係団体との連携

- ・日光市の担当部署との連携を密にしながら最新情報等の収集に努める。
- ・事前対策の冒頭で記載した当会議所職員の防災研修会を日光市の担当者（企画総務部総務課防災対策係）と連携を図り実施する。
- ・日光市防災メールの登録。
- ・連携協定を締結する特定損保保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とし

た普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

### 5) フォローアップ

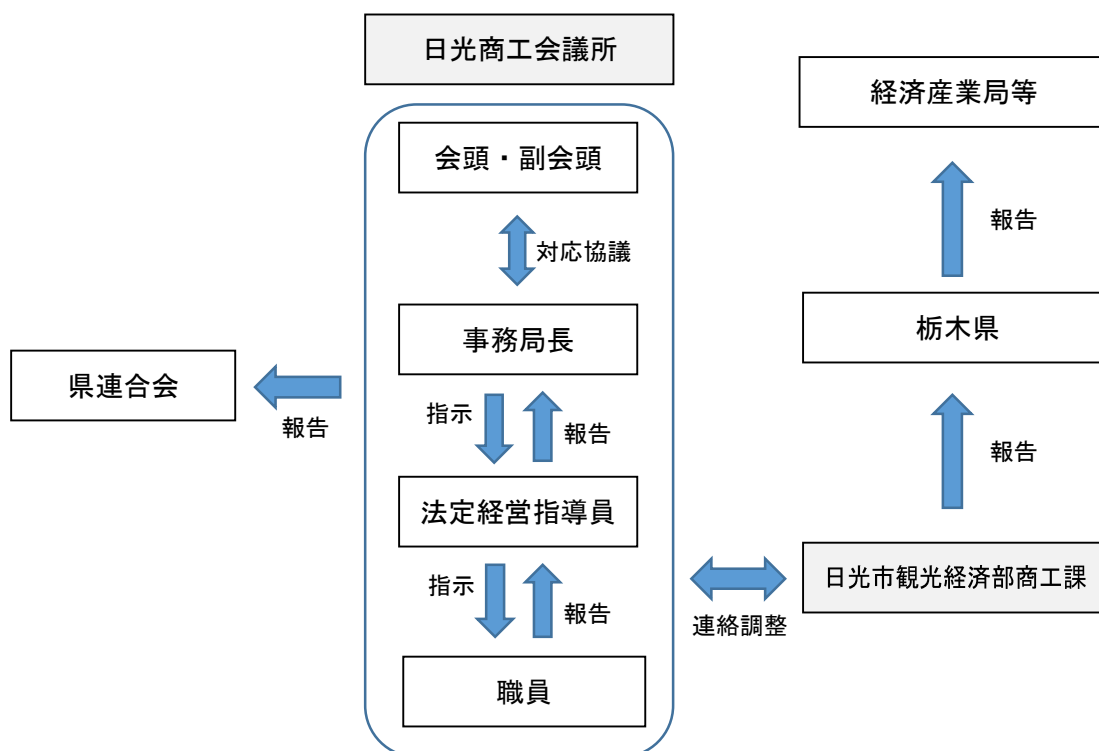
- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称) 日光市事業継続力支援協議会(構成員：当会議所、日光市企画総務部総務課防災対策係・観光経済部商工課)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

### 6) 当該計画に係る意識啓発・訓練の実施

- ・ 自然災害(当該地区で想定される地震や水害および土砂崩れ等)が発生したと仮定し、当会議所内の支援体制の構築(連絡網の実効性確保や具体的な役割分担および行動の明確化)、日光市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施し、その後は必ず振り返りによる修正・メンテナンスを行うこととする)。

## ② リスク発生時における指示命令系統・連絡体制

発災時における指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。



## ③ リスク発生時の対策

### I 大規模災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、大規模災害が発生した場合は、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：土砂災害特別警報が発表された場合。
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合。
- ・火山：噴火警戒レベル4以上が発表された場合。

### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。安否確認の方法は、職員からの報告によるものと経営指導員からの照会によるものとの双方向で当会議所グループウェア、SNS等を利用して行い、当会議所内（対策本部）で共有・見える化する。
- ・安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を日光市に報告し情報を共有する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当会議所と日光市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後（その際、道路や橋およびアンダー等の分断等通勤経路の状況にも十分留意する）に出勤する等々。当会議所で災害の程度や災害発生時間等に応じた基準マニュアルを整備するとともに職員自身が災害時の具体的な行動指針となる“マイタイムライン”等を作成する。
- ・職員の一部や相当数部分が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。対策本部長や経営指導員の代行まで事前に市と協議して決めておく。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。なお山間部の土砂崩れ、河川の越水や堤防決壊による氾濫被害は降雨時よりも遅れて発生することに注意する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※尚、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

- ・当会議所と日光市は以下の間隔で被害情報等を共有する。なお、情報共有は別添様式で行う。



発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

#### 4) 被害状況の報告

- ・当会議所と日光市で情報を共有した上で、日光市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

## II 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当すると表明した場合とする。

#### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

#### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・日光市は、来庁又は問合せを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当商工会議所は、感染状況により巡回・FAX・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

#### 3) 被害情報の共有

- ・当会議所と日光市は原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。なお、情報共有は別添様式で行う。

海外発生期	1月に1回共有する
国内発生早期	1月に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

#### 4) 被害状況の報告

- ・当会議所と日光市で情報を共有した上で、日光市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

### ④被災事業者に対する支援

#### 1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法および広報周知等（地元マスコミや町内会組織、事業者組合等との連携

を含む)について、日光市と相談協議する。(当会議所は国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。令和元年東日本台風被害は激甚災害の指定を受け、その後国による特別相談窓口体制=よらず支援拠点からの出張相談窓口が被災地の商工会議所に設置された経緯がある)

- ・安全性が確認され、かつ事業者が分かりやすく来所しやすい場所で相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する(別紙、栃木県への報告様式を踏まえた状況確認を行う)。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

## 2) 復旧・復興支援

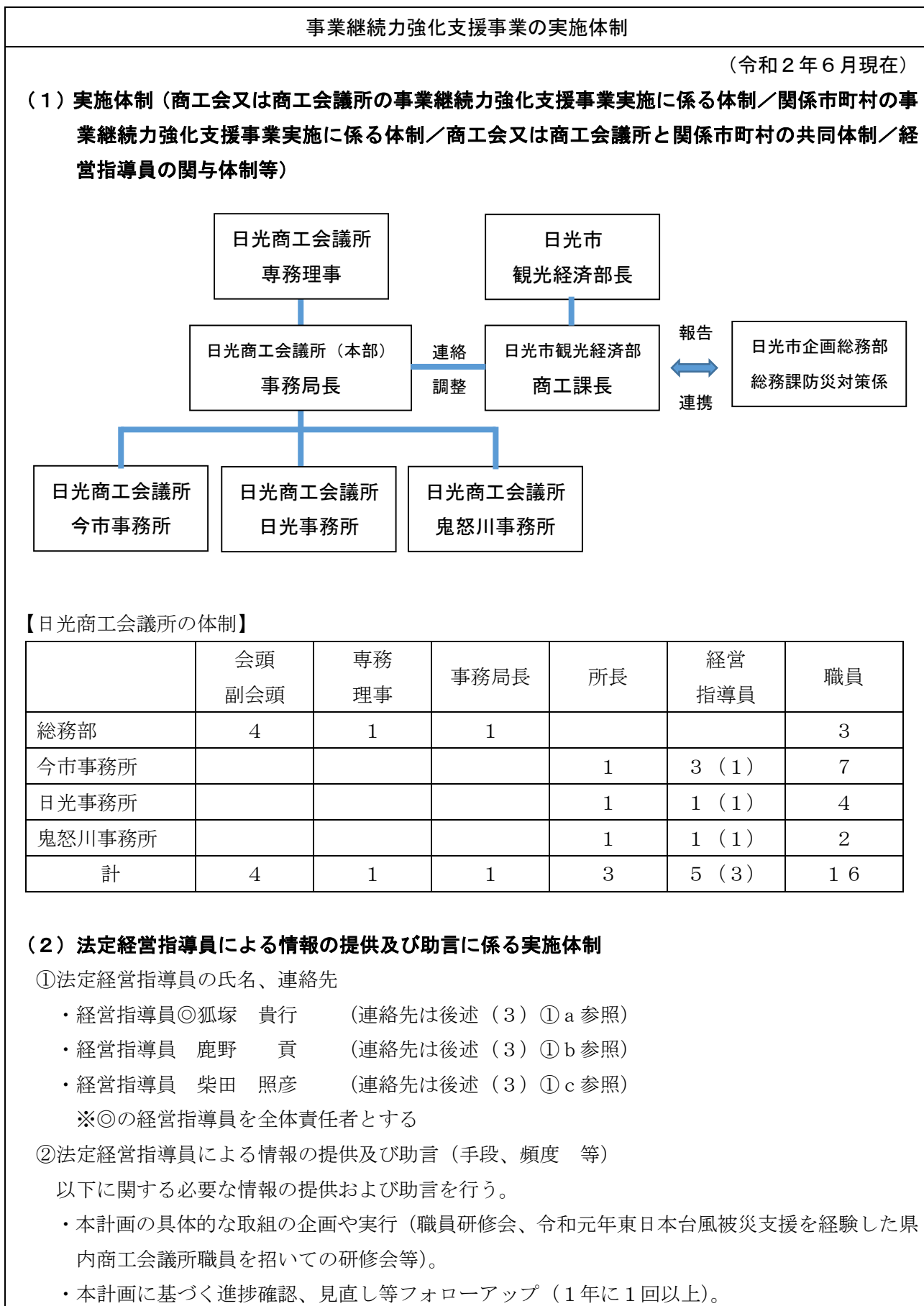
- ・国、栃木県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きの際に必要な「り災証明書」について周知説明し取得を促す。また被災状況が分かる写真等を残しておくよう助言指導する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対処が困難な場合には、災害支援協定締結小田原箱根商工会議所・掛川商工会議所からの応援派遣や、日光市が締結している災害時の応援協定等も参考にしながら、栃木県や商工会議所連合会等に相談する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・担当の経営指導員は、災害対策の最新情報の収集を行い、観光経済部商工課とあわせ企画総務部総務課防災対策係との連携を密にする。

### (3) 日光商工会議所、日光市連絡先

①日光商工会議所 URL : <http://www.nikkocci.or.jp>

a) 今市事務所 経営支援課

〒321-1262 日光市平ヶ崎 200-1

TEL:0288-30-1171 FAX : 0288-30-1172 mail:info@nikkocci.or.jp

b) 日光事務所 経営支援課

〒321-1422 日光市宝殿 66-1

TEL:0288-50-1171 FAX:0288-50-1172

c) 鬼怒川事務所 経営支援課

〒321-2555 日光市鬼怒川温泉大原 1406-1

TEL:0288-70-1171 FAX:0288-70-1172

②日光市役所 URL : <https://www.city.nikko.lg.jp>

日光市観光経済部商工課

〒321-1292 日光市今市本町 1 番地

TEL:0288-21-5136 FAX:0288-21-5121 mail:shoko@city.nikko.lg.jp

### (4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒302-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL:028-623-3173 FAX:028-623-3340 mail:dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 宇都宮市中央 3 丁目 1-4

TEL : 028-637-3725 FAX:028-632-9092 mail:info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣費 (個社支援等)	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費 (ワークショップ型)	120	120	120	120	120
・ 広報費 (チラシ等作成費)	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日光市補助金、栃木県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社栃木支店宇都宮支社 支社長 嘉屋 次郎 〒320-8511 宇都宮市馬場通り4丁目1番1号うつのみや表参道スクエア8階 電話：028-600-7151 FAX：028-600-7149
連携して実施する事業の内容
①事前対策 ・商工会議所の経営指導員および職員に対する、保険対応の研修会の開催。 ・小規模事業者に対する保険についての意識啓発活動（会議所職員との同行訪問）。 ②応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ・小規模事業者の被害状況の確認と個別相談の実施。 ③地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険についての個別相談（今後の保険対応についての相談を含む）の実施。
連携して事業を実施する者の役割
①事前対策 ・保険の知識と実務についての情報・ノウハウの提供。 特に風水害対策保険や家財保険についての保険知識。 ②応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ・個別被災案件への保険サイドからの助言。 ③地区内小規模事業者に対する復興支援 ・小規模事業者に対する今後の保険適応への助言。
連携体制図等